

条件付一般競争入札参加手順及び留意事項（共通）

一般社団法人かながわ土地建物保全協会

当協会が実施する「条件付一般競争入札」への参加にあたっては、以下の事項に留意し、申込みを行ってください。

1 入札の公示

当協会が条件付一般競争入札にて発注する案件は、当協会ホームページ（以下「HP」という。）にて内容・条件を公示します。

2 入札参加申込方法及び期間

入札参加を希望する者は資格条件を公示文にて確認し、公示文に定める期間に HP 内から所定のフォームにより必要事項を入力し、お申し込みください。

各案件の申込受付期間（公示期間を兼ねる）は概ね3～5日間です。

3 入札参加資格の確認（事後確認方式）

入札参加資格については、開札後、予定価格以下（最低制限価格を設定した場合は最低制限価格以上）で最低価格入札をした者（以下「落札候補者」という。）を対象に行います。

4 入札参加資格（共通）

入札の公示から入札の開札日において次の各号に該当すること。

- (1) 当該工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可（一般建設業・特定建設業）を受けている者
- (2) かながわ電子入札共同システム（神奈川県）資格者名簿に登録がある者
- (3) 神奈川県指名停止等措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 一般社団法人かながわ土地建物保全協会工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱（昭和62年9月18日施行）に基づく指名除外期間中でない者
- (6) 入札参加申込期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けたことのない者
ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続きの開始決定を受けた後、(2)の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (7) 入札参加申込期限以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手をだしたことがない者
- (8) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がされている者でないこと
- (9) 事業税及び消費税を滞納していない者
- (10) 当該工事における代理人及び配置する技術者は、入札申し込みのあった日以前より3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係者を配置できる者

(11) 社会保険に加入している者であること。(健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出。厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出。雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出。ただし、届出の義務がない者を除く。)一次下請負については、社会保険未加入業者を下請契約の相手方としてはならない。

(12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(7) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)と(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、上記内容(1)~(4)については、入札参加受付時に当協会が「かながわ電子入札共同システム資格者名簿」等により事前確認します。その際、資格に該当しない場合には参加不可とし、設計図書を配付しませんのでご注意ください。

5 資本関係又は人的関係申告書の提出

- (1) 入札参加申込期限までに、「資本関係又は人的関係申告書」(以下「申告書」という。)を、総務課に、ファックス(045-211-2310)により提出してください。申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず提出する必要があります。提出がない場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者へは設計図書を配付しません。
- (2) 申告書の原本は、入札書の郵送時に外封筒に同封してください。
- (3) 「4 入札参加資格(共通)」の(12)の基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。
- (4) 上記(3)に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

6 設計図書の配付及び閲覧

設計図書は入札参加受付締め切り後、入札参加申込者のみにメールにて配付します。

(配付はダウンロード方式による)

なお、設計図書は、当該入札の参加条件を満たしている者に限り、当協会技術管理課において閲覧に供します。(公示期間のみ)

7 設計図書及び入札に関する質問

設計図書及び入札に関する質問は HP 内の案件毎に指定するフォームにて受付し、質問に関する回答は HP 内の案件毎のフォームにて回答し公表します。質問受付期間は概ね 3～5 日間とし、回答公表期間は入札期間内とします。

入札参加資格の「その他条件」(実績・施工経験) について質問がある場合は、「許可工種」・「等級等」・「事業所所在地」の参加条件を満たした方に限り、一旦入札参加申込をしていただいた後、上記同様の方法にて質問してください。

なお、HP 以外の手段による質問はご遠慮ください。

8 入札方法等

条件付一般競争入札は、「協会指定の入札書による郵便入札(簡易書留郵便)」により実施します。

(1) 協会指定入札書の使用及び記入に関する留意事項

- ① 協会 HP 内「工事業者の方」ページの「各種提出書類のダウンロードサービス」に掲載の「入札書(条件付一般競争入札用)※入札金額内訳書を含む」をダウンロードし、使用してください。様式が変更される場合がありますので、入札申込みの都度、ダウンロードしてください。
- ② 入札書中の日付・入札金額・工事件名は「黒のボールペン」を使用し、楷書で記入して下さい。鉛筆・シャープペンシルによる記入は無効とします。
なお、入札者名・住所はゴム印で構いません。
- ③ 入札者は代表者となります。代表者以外の入札は無効です。
- ④ 入札書中の日付は「開札日」を記入してください。
- ⑤ 金額の数字はアラビア数字を用いて、先頭に¥を記入してください。
- ⑥ 金額を訂正又は抹消したものは無効となります。
- ⑦ 工事件名等の誤字・脱字による意思表示が不明瞭な入札は無効となります。
- ⑧ 入札書の担当者欄には、落札候補者となった場合に速やかに連絡がつく担当者・連絡先電話番号を記入してください。

(2) 協会指定入札金額内訳書の使用及び記入に関する留意事項

- ① 設計図書をダウンロードする際に付された様式を使用していただくか、協会 HP 内「工事業者の方」ページの「各種提出書類のダウンロードサービス」に掲載の「入札書(条件付一般競争入札用)※入札金額内訳書を含む」をダウンロードし、使用してください。
- ② 入札者名・住所・工事件名・工事内訳金額・入札金額を記入または入力してください。
鉛筆・シャープペンシルによる記入は無効とします。
なお、入札者名・住所はゴム印で構いません。
- ③ 入札者は代表者となります。代表者以外の入札は無効です。
- ④ 入札金額内訳書中の日付は、「開札日」を記入してください。
- ⑤ 金額を訂正又は抹消したものは無効となります。
- ⑥ 工事件名等の誤字・脱字による意思表示が不明瞭な入札は無効となります。
- ⑦ 入札金額内訳書の「入札金額」が入札金額と異なる場合は無効となります。

(3) 指定入札書及び指定入札金額内訳書（以下「入札書等」という。）の郵送方法

- ① 「簡易書留郵便」により、案件毎、入札期間内に到達するよう提出先住所へ郵送してください。
- ② ①に示した以外の方法（普通郵便、宅配便、持参による提出、FAXによる送信等）で提出された入札書等、また入札期日を過ぎた入札書等は受理しません。その場合、入札は無効となります。
- ③ 案件によっては入札方法を限定する場合がありますので、公示の際には入札方法を確認ください。
- ④ 郵送の費用は入札参加者の負担となります。
- ⑤ 複数の入札に参加申込している場合においても、入札書等は1件ごとに郵送願います。

(4) 入札書等の郵送にあたっては、次の方法により『二重封筒』としてください。

※『二重封筒』とは、封筒そのものが二重になっている既製の封筒ではなく、次のとおりに2種類にわけた封筒をいいます。

[A] 内封筒〔長形3号の封筒〕※長形3号：120mm×235mm

ア 内封筒には入札書等を入れ、封かんの上、しっかり糊付けし封印して下さい。封印する印鑑は、入札書と同じ代表者印を使用してください。なお、セロテープの使用は不可です。

イ 内封筒の表には、①工事件名②入札者名を記入し、余白に「入札書在中」と記載してください。

[B] 外封筒〔内封筒（長形3号）が封入可能な封筒〕

外封筒には、入札書等を入れた内封筒を入れ、封かんの上、しっかりと糊付けし、当協会宛先の表に「入札書在中」と記入し、裏に工事件名・開札日・差出人住所・社名を記入してください。セロテープ等による封かんは不可ですが、封印の必要はありません。

※（「内封筒」「外封筒」とも、社名の入った既製の封筒を利用させていただいて構いません。）

9 入札書等郵送宛先

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル3階

一般社団法人かながわ土地建物保全協会 総務部総務課

10 入札書等の提出期日

協会HPに公示した案件毎の「入札期間内」に到達するよう手続きしてください。

指定した入札期間以外に到達した入札書は無効です。

11 入札書等の到達確認

当協会は入札書の到達確認の問い合わせには一切応じませんので、配達状況は入札参加者ご自身で確認してください。

12 入札書等の取り扱い

受理した入札書等は、開札前・開札後とも返却しません。

また、入札参加者による談合等の情報があった場合又はこれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

13 開札等について

- (1) 入札の開札は公示文に記載した開札日に、協会職員2名が実施します。
- (2) 入札参加者による開札の立会いは、これまで自由としておりましたが、平成28年6月から廃止します。
- (3) 入札は1者以上の入札書等到達をもって成立とし、入札期間内に入札書の送付がない場合は入札中止とします。
- (4) 入札回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札をした者がいないときには、2回目の入札を実施します。
ただし、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目で失格となった者は、2回目の入札には参加できません。
- (5) 2回目の入札に参加資格を有する者には、協会職員から2回目の入札を実施する旨を電話連絡等により通知します。
- (6) 2回目の入札は原則として、2回目の入札の実施を通知した日の翌日から土曜・日曜・祝日を除く平日の3日目を入札書の提出期限とし、その翌日（土曜・日曜・祝日の場合は、平日）に開札します。

(参考例1) 金曜日に1回目入札を開札した場合

金曜 - 1回目の開札日 -	土曜	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜
1回目開札後、落札候補者がいないため、2回目の入札を通知	—	—	1日目	2日目	3日目 (2回目の入札書の提出期限日)	2回目の開札日

(参考例2) 火曜日に1回目入札を開札した場合で、期間内に祝日がある場合

火曜 - 1回目の開札日 -	水曜	木曜 (祝日)	金曜	土曜	日曜	月曜	火曜
1回目開札後、落札候補者がいないため、2回目の入札を通知	1日目	—	2日目	—	—	3日目 (2回目の入札書の提出期限日)	2回目の開札日

- (7) 1回目の入札書郵送時には、入札金額内訳書を添付し提出してください。
なお、2回目の入札書郵送時の際は、入札金額内訳書の提出は不要です。
- (8) 2回目の開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札をした者がいない場合は、入札は不調とします。
また、2回目の入札において応札者がいない場合も不調とします。

14 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし資格確認の上、資格条件等を満たし、不履行の恐れがないと認められる場合は落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とします。

落札候補者の資格に不備がある場合は失格となり、次に予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし資格確認を行います。

なお、最低制限価格を設定した場合に、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格となります。

15 同価格入札によるくじ引き

最低価格による入札が同価格により2以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定します。その場合は開札後、協会入札担当者より速やかに入札者へくじを引く日時を連絡し、来所していただきますので、入札者は開札日に連絡を受けられる体制を整えておいてください。

16 落札者（落札候補者）への連絡

開札終了後、入札は一旦保留扱いとなります。

入札担当者は、「落札候補者のみ」に開札結果を連絡します。その際、資格確認の期日（開札後、土・日曜、祝日を除く3日以内）をお知らせしますので、告げられた期日までに、予め定められた下記「22」の提出書類を持参願います。

17 資格確認について

資格確認については、委託者及び当協会が実施します。

資格確認期間は、確認書類の受理後、1週間程度の時間を要します。

18 落札者決定の連絡

資格確認の結果、落札者が決定したときは、落札者あて落札の旨を連絡します。

なお、落札候補者以外には、落札者決定の連絡はしません。

19 入札の辞退について

入札参加申込をした者が入札参加を辞退する場合は、入札期間内に「入札辞退届」（協会 HP よりダウンロード可）を持参又は郵送により提出してください。

ただし、すでに入札書を投函した入札者が入札辞退する場合は、開札までに「入札辞退届」を当協会総務課へ直接持参してください。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回はできません。

20 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は無効としますので留意ください。

- (1) 競争入札参加資格のない者がした入札
- (2) 当協会が条件付一般競争入札用に指定する入札書等以外の用紙による入札
- (3) 入札書等に記名・押印（代表者印）を欠く入札
- (4) 入札書等の記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている入札
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札書等による入札
(誤字・脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。)
- (6) 金額を訂正・抹消した入札書等による入札
- (7) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (8) 開札日において「4 入札参加資格（共通）」の各号に抵触する者並びに各公示案件で示した条件を満たさない者がした入札
- (9) 案件毎に定めた入札期間を過ぎて到着した入札
- (10) 「8 入札方法等」の(4)による二重封筒を用いないで郵送された入札
- (11) 1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を郵送・提出した入札
- (12) 入札金額内訳書が同封されていない入札
- (13) 1回目の入札時に2回目用の入札書を使用した入札、または、2回目の入札時に1回目用の入札書を使用した入札
- (14) 「5 資本関係又は人的関係申告書の提出」の(3)に抵触する者がした入札

21 入札結果の公表について

入札結果については、落札候補者の資格審査を行い、正式に落札者が決定した後、協会HPにて公表します。HP公開までは2週間程度の時間を要します。

入札結果の公表内容は、工事件名・落札者・落札額・予定価格・最低制限価格・入札者数です。なお、電話等による入札結果に関する問い合わせは、受付しません。

22 落札候補者となった場合の必要提出書類

開札の結果、最低額入札者には当協会より落札候補者である旨の連絡をします。落札候補者は連絡を受けた日より当協会営業日（土曜日・日曜日・祝日を除く）3日以内に下記の①～⑪を証明する書類を当協会総務課（本部3階）へ持参により提出してください。

【提出書類】（④～⑥以外複写可）

- ① 公示の際に資格条件とした工種の建設業許可通知書または証明書
（資格条件が建設業以外の業種の場合は、その業種に関する登録・免許・資格の証明書）
- ② 事業税納税証明書（直前1か年の営業年度分）※発行後3か月以内のもの
- ③ 消費税納税証明書（納税証明書その3）※発行後3か月以内のもの
- ④ 工事費内訳書（入札金額の積算根拠となるもの）
書式は任意で構いませんが、表題は「工事内訳書」とし、工事費の合計に消費税を加算した金額で作成してください。
- ⑤ 現場代理人及び配置予定技術者の設置届
- ⑥ 現場代理人及び配置予定技術者の経歴書
- ⑦ 現場代理人及び配置予定技術者の資格証明書
- ⑧ 現場代理人及び配置予定技術者と落札候補者との継続的（入札申込日以前より3か月以上経過のこと）な雇用関係を証明する書類
- ⑨ 営業所に配置する専任技術者一覧表
- ⑩ その他条件として受注経験・施工実績を条件とした場合は、その契約書等で実績が明らかになるもの
- ⑪ その他条件として資格者（石綿作業主任者等）の専任を条件とした場合は、配置予定技術者と落札候補者との継続的（入札申込日以前より3か月以上経過のこと）な雇用関係を証明する書類

◎ 契約保証金について

落札者となった者には、入札の参加受付後に配付する設計図書の一部である「条件付一般競争入札に関する条件及び注意事項」中、「3 契約保証金」が「必要」条件の場合に限り、契約金額の10%以上を契約締結時まで下記口座あてお振込み願います。

振込先	横浜銀行 関内支店 普通預金 口座番号 1060709
口座名義	一般社団法人かながわ土地建物保全協会
フリガナ	シヤ) カナガワトチタテモノホゼンキョウカイ

※ ただし、次の①もしくは②に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ① 貴社が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。（締結時に証書を提出）
- ② 貴社から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行契約を締結したとき。（締結時に契約書(写)等を提出のこと） 以上